



ニュースレポート

令和7年11月17日

報道機関各位

市長公室危機管理担当

タイトル ～やさしさと笑顔で走る兵庫の道～
年末の交通事故防止運動が始まります。

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

行事・事業名	令和7年度年末の交通事故防止運動
日 時	令和7年12月1日（月）から12月10日（水）まで
場所・住所	市内一円
趣旨・目的（PRしたいこと）	
年末の交通事故防止運動が12月1日（月）から12月10日（水）まで実施されます。期間中は、広報啓発活動や交通指導員による立ち番の強化を行い、交通事故防止の徹底を図ります。	
※添付資料	
・年末の交通事故防止運動主要行事実施計画 ・年末の交通事故防止運動チラシ	
問い合わせ先	部課係名：市長公室 危機管理担当 担当者名：西畠・上杉 電話：0791-43-6866 (内線 2363) FAX：0791-43-6892

○添付資料 (有)無) ○ホームページへの掲載 (有)無) ○議会報告 (有)無)

令和7年度「年末の交通事故防止運動」主要行事実施計画

行 事 名	日 時	場 所	主 催	内 容
年末交通事故防止街頭キャンペーン	11/28(金) 14:00～15:00	イオン赤穂店	警察・市 ・安全協会	12/1から始まる年末の交通事故防止運動に先駆けて、来店客にチラシやグッズを配布し、交通事故防止を呼びかける
保護誘導活動	12/1(月) 7:30～8:30	市内主要交差点	警察・市 ・安全協会	通学児童の保護誘導活動
街頭キャンペーン	12/1(月) 9:30～10:00	ファミリーマート 赤穂ちくさ川店	警察・市 ・安全協会	来店客等に対して交通安全指導を実施 (交通安全意識を高める日)
自転車街頭指導	12/2(火) 7:30～8:30	赤穂海浜大橋西詰	警察・市	自転車通学の生徒等の自転車利用者が多い路線において、自転車の安全利用を呼びかける
街頭キャンペーン	12/4(木) 9:00～10:00	JA旬彩蔵赤穂店	警察・JA	来店客等に対して交通安全指導を実施 (横断歩行者)
高齢者宅戸別訪問	12/4(木) 10:00～10:30	JA旬彩蔵赤穂店 周辺地域	警察・市 ・安全協会	高齢者宅等を訪問し、交通安全グッズの配布、交通安全の指導を行う
街頭キャンペーン	12/9(火) 10:00～10:30	主婦の店赤穂店	警察・市 ・安全協会	来店客等に対して交通安全指導を実施 (横断歩行者)
高齢者宅戸別訪問	12/9(火) 10:30～11:00	中広地区	警察・市 ・安全協会	高齢者宅等を訪問し、交通安全グッズの配布、交通安全の指導を行う

兵庫教育大学附属中学校2年生(当時) 金田 翔太さんの作品



一般財団法人 兵庫県交通安全協会主催

令和6年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール金賞

令和7年度

年末の交通事故 防止運動

やさしさと
笑顔で走る

兵庫の道

12月1日月～12月10日水

交通安全意識を高める日 12月1日月

自転車安全利用の日 12月2日火

交通安全
の日



兵庫県マスコット はばたん
兵庫県は(株)オージーケーカブトと自転車安全利用連携協定を締結しています。

運動重点

1

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- 歩行者も交通ルールを守りましょう
横断歩道の通行、横断禁止場所を横断しない、信号は必ず守る
- 「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」を実践しましょう
歩行者と運転者は手と目で互いに合図を、運転者は横断歩道の手前で減速
- 夕暮れ時・夜間の外出は明るい目立つ色の衣服で反射材などを着用しましょう
暗い時間帯に目立つことで防げる交通事故があります
- 歩きスマホはやめましょう
周囲の状況が見えず交通事故等に遭うリスクが高まり危険です



2

飲酒運転等の根絶と夕暮れ時・夜間の早めのライト点灯やハイビームの活用の促進

兵庫県 HP

- 飲酒運転は重大な犯罪です
飲酒運転追放「三ない運動」の徹底
 - ① 酒を飲んだら車を運転しない
 - ② 運転する時は酒を飲まない
 - ③ 運転する人には酒を飲ませない
- 飲酒運転を兵庫県から根絶しましょう
- 早めのライト点灯、ハイビームを活用しましょう
早めにライトを点灯させましょう
対向車や前車がいない時はハイビームを積極的に活用しましょう
- 秋季・冬季（9月～2月）の点灯推奨時間 午後4時



3

自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進

- 自転車も基本的な交通ルールを守りましょう
令和8年4月1日から自転車の交通反則通告制度（青切符）が適用されます
信号や標識、道路標示に従って走行しましょう
- 自転車損害賠償保険に加入しましょう
もしもの時に備えて必ず加入しなければなりません



自転車の交通ルール遵守！乗車用ヘルメット着用！

- 令和8年4月より自転車の交通違反に対しても交通反則通告制度（青切符）が適用されます。
運転する限り責任が伴います。
- 自転車の交通ルールを理解して正しく運転しましょう。
- 令和7年度、警察庁が実施した自転車乗車用ヘルメット着用率調査で
全国平均 21.2% に対し、兵庫県は着用率 9.8% との結果が発表され
全国ワースト5位という状況です。自転車乗用中の死亡事故は、
頭部損傷によるものが半分以上を占めています。
- 大切な命を守るために自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車運転中によくしがちな違反
指定場所一時不停止等 5,000円
信号無視 6,000円
携帯電話使用等（保持） 12,000円
等 113類型
詳しくは下のQRコードでアクセス

兵庫県 HP



正しい自転車の交通ルールについてはこちら →